



一般社団法人日本フードサービス協会

# JFニュースレター 2022.1.27

## プラスチックに係る資源循環の促進等 に関する法律について

一般社団法人日本フードサービス協会  
会長 赤塚 保正

今月1月19日「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラ法」）の政令が公布されました。今回のプラ法は本年4月1日から施行されますが、外食産業と関係がある点はこれまで店内やテイクアウトで消費者に無償で提供されていたプラスチック製のフォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストロー（以下「特定プラスチック使用製品」）を対象にその使用を合理化するための削減目標を策定し、消費者へのプラスチックの提供量を削減する創意工夫を求めているものです。

特定プラスチック使用製品の削減目標や目標年度は各社が決めることとされていますが、その使用量等の把握は1年分の購入金額を購入単価で割りおよその数量を算出することも可能です。

これまで協会は新型コロナウイルス感染症の長期化によって大変な状況になっている外食企業の状況に鑑み、特定プラスチックに代わる製品の開発と提供の体制が整うなど十分な猶予期間が必要であることを強く要請して参りました。

そのため目標に到達しない場合であっても直ちに国からの指導、助言等の措置がとられることはありませんが、重要な点は各社で特定プラ削減の取り組みを「見える化」することにあります。

今般プラスチック資源循環の特設サイト (<https://plastic-circulation.env.go.jp/>) が開設され、今後の動きについては順次更新される予定です。

※本件のお問い合わせにつきまして、JF事務局（田村、金丸）までお願い申し上げます。  
また、内容につきましてはJFホームページ<http://www.jfnet.or.jp/>でもご覧を頂けます。